

# 中小企業の中小企業金融円滑化法に対する意識調査

中小企業金融円滑化法（金融円滑化法）は金融機関に対して、借手からの返済猶予の要請に止まらず、返済期間の延長、旧債の借換など、幅広い条件変更に応じることを促す内容であり、金融機関にはその要請に応じるように、努力義務を課しました。

また金融機関には、金融円滑化法を活用する企業の事業内容の改善、再生支援のため、経営相談・経営指導等をはじめとするコンサルティング機能を発揮するための、体制整備も義務付けられています。

このような金融情勢の中、中小企業の金融円滑化法に対する意識調査を実施致しました。

## 調査要項

調査時点	平成22年3月上旬
調査対象企業	当金庫お取引先 1,879社(大阪府下ならびに尼崎市)
回答企業数	1,471 社
回答率	78.3%
調査方法	調査票郵送及び聞きとり調査

## アンケートの内訳

業種別 従業員別	製造業	卸売業	小売業	飲食業	建設業	サービス業	運輸業	不動産業 その他	計(社)	構成比	累 構 成 計 比
1～4人	67	50	130	71	40	75	1	47	481	32.7%	32.7%
5～10人	128	61	34	16	88	54	12	17	410	27.9%	60.6%
11～20人	111	32	14	14	45	34	21	1	272	18.5%	79.1%
21～30人	44	17	10	5	14	12	13	1	116	7.9%	86.9%
31～50人	34	6	8	7	7	13	10	3	88	6.0%	92.9%
51～100人	23	8	10	4	3	10	9	1	68	4.6%	97.6%
101人以上	10	4	6	1	0	11	4	0	36	2.4%	100.0%
計(社)	417	178	212	118	197	209	70	70	1,471	100.0%	
構成比	28.3%	12.1%	14.4%	8.0%	13.4%	14.2%	4.8%	4.8%	100.0%		

## 1. 金融円滑化法による返済猶予や返済期限の延長などを希望しますか？

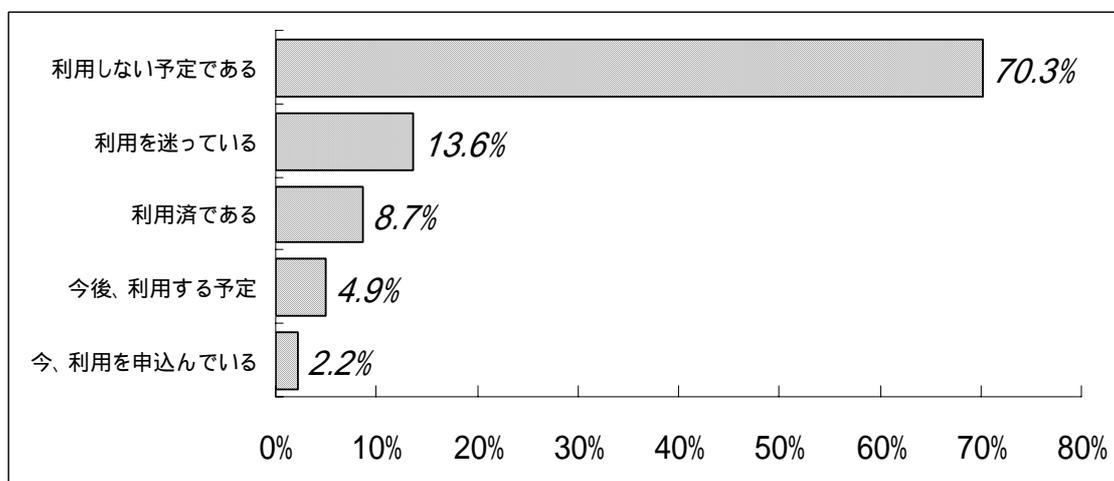
有効回答企業数：1,448社 回答方法：単純回答

「利用済みである」が8.7%、「今後利用する予定」が4.9%、「今利用を申し込んでいる」が2.2%、となり、中小企業の15.8%（231社）は利用に積極的です。

一方、「利用しない予定である」が70.3%、「利用を迷っている」が13.6%、となり、中小企業の83.9%（1,217社）は利用に消極的です。（図1-1参照）

資金繰りを改善するために法制化されたこの制度ですが、中小企業は積極的に利用するのではなく、「利用する必要性がない」、または「利用を思い止まっている」と思われます。

図1-1 金融円滑化法の利用状況



## 2. 金融円滑化法利用の理由は？

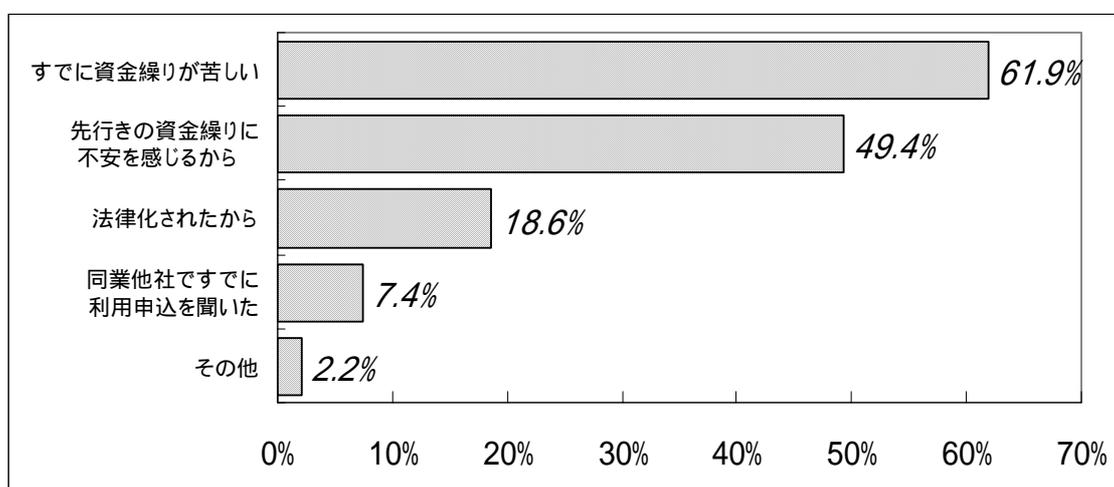
有効回答企業数：231社 回答方法：複数回答

1.で「利用済みである」、「今利用を申請している」、「今後利用する予定」と回答した「利用に積極的な中小企業」の利用理由は、「すでに資金繰りが苦しい」が61.9%、「先行きの資金繰りに不安を感じるから」が49.4%となり、資金繰り改善のために利用している企業が大半です。（図1-2参照）

一方、「法律化されたから」は18.6%、「同業他社ですでに利用申込を聞いた」は7.4%となりました。

大半の中小企業は、昨年12月4日に金融円滑化法が施行されたために、返済猶予や返済期間の延長などの申込を行ったのではなく、「苦しい資金繰りを改善するために利用を申請している」と思われます。

図1-2 金融円滑化法の利用理由



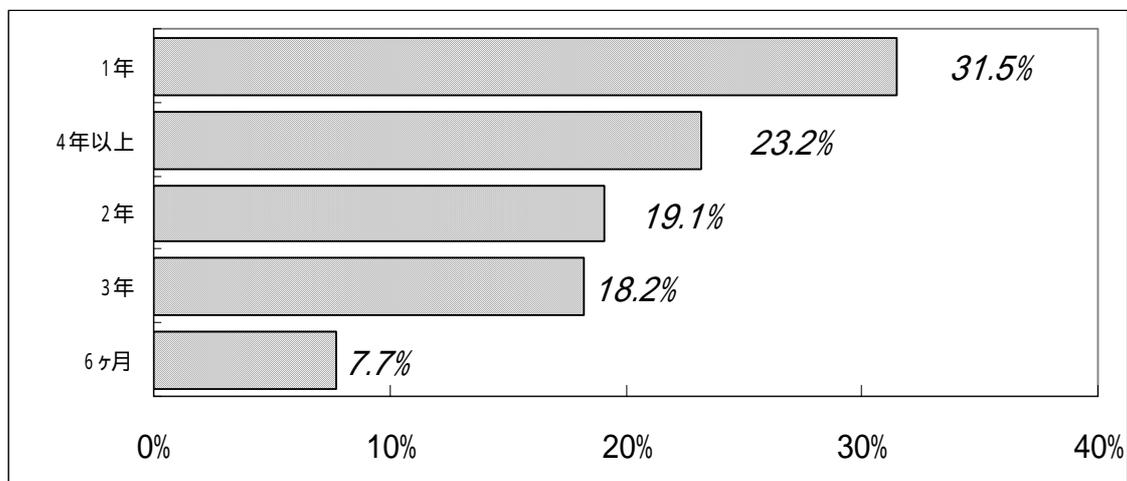
### 3. 金融円滑化法による返済猶予や返済期限の延長期間は？

有効回答企業数：231社 回答方法：単純回答

1.で「利用済みである」、「今利用を申し込んでいる」、「今後利用する予定」と回答した231社の中小企業が希望する貸出延長期間は、「6ヵ月」が7.7%、「1年」が31.5%、「2年」が19.1%となり、58.3%の中小企業は2年までの延長期間を希望し、2年以内に自社の業況の回復を見込んでいます。

一方、「3年」が18.2%、「4年以上」が23.2%となり、41.4%の中小企業は3年以上の延長期間を希望しており、回復に長期間を要すると考える企業も少なくありません。（図1-3参照）

図1-3 返済猶予・返済期限の延長期間



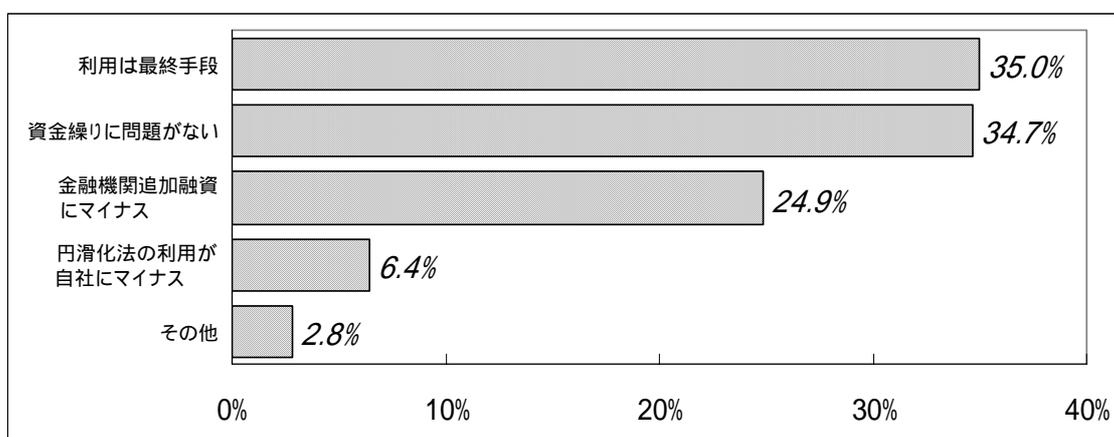
#### 4. 金融円滑化法を利用しない理由は？

有効回答企業数：1,217社 回答方法：複数回答

1.で「利用を迷っている」、「利用しない予定である」と回答した中小企業が、「この制度の利用に消極的な理由」は、「利用は最後の手段」が35.0%、「資金繰りに問題がない」が34.7%となり、中小企業の中には、「まだ資金繰りに余裕がある企業」と、「資金繰りは苦しいが、この制度を利用するまでには至らない企業」とが共存します。

しかし一方では、「金融機関からの追加融資にマイナスである」が24.9%、「円滑化法の利用が自社の取引先との取引上マイナスである」が6.4%となり、中小企業は金融円滑化法を利用することにより、今後の金融機関取引や自社取引先への悪影響を懸念する様子も伺えます。（図2参照）

図2 金融円滑化法を利用しない理由



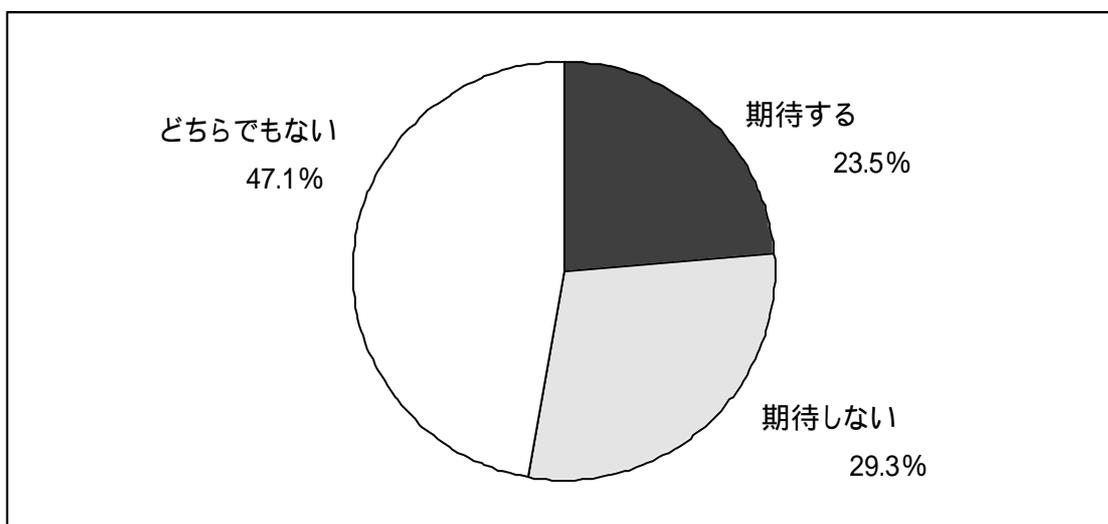
5. 金融円滑化法利用に基づく金融機関支援など、コンサルティング機能に期待するか？

有効回答企業数：1,415 社 回答方法：単純回答

金融機関のコンサルティング機能に「期待する」が 23.5%、「期待しない」が 29.3%、「どちらでもない」が 47.1%となりました。(図3参照)

金融円滑化法に基づくコンサルティング機能への「期待する」は 23.5% (333社) に止まりましたが、一方で、「期待しない」も 29.3%となり、「期待したいがどのような部分で期待したらよいのかわからない」、状況にあると思われます。

図3 コンサルティング機能への期待

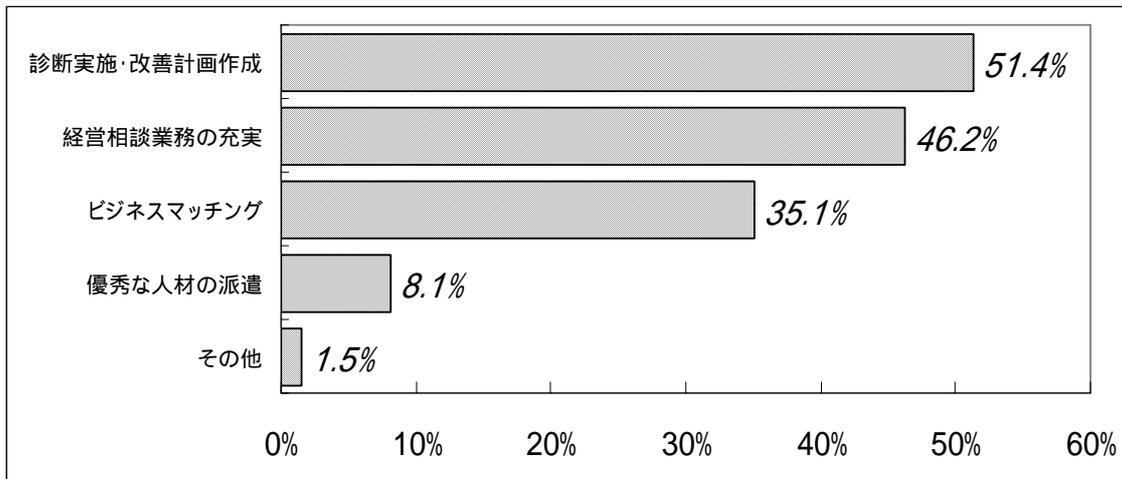


## 6. どのようなコンサルティング機能に期待するか？

有効回答企業数：333件 回答方法：複数回答

5.でコンサルティング機能に「期待する」と回答した23.5%（333社）の中小企業が、期待する理由は、「診断実施・改善計画の作成」が51.4%、「経営相談業務の充実」が46.2%、「ビジネスマッチングなど企業紹介」が35.1%となり、自社の経営改善や営業活動に直結する機能に期待が大きいと思われます。（図3-1参照）

図3-1 期待する具体的なコンサルティング機能



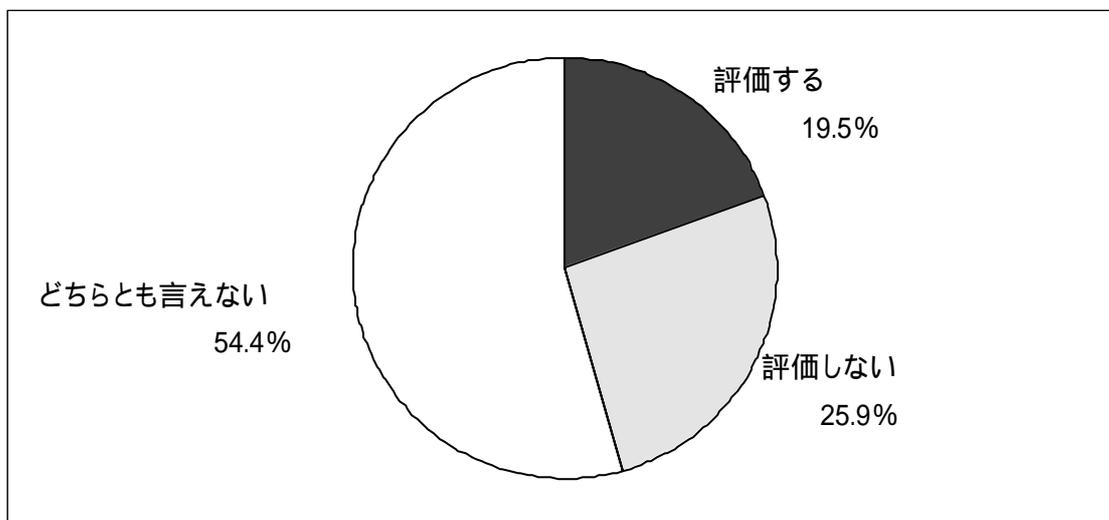
## 7. 金融円滑化法は中小企業に有効であると評価するか？

有効回答企業数：1,395社 回答方法：単純回答

金融円滑化法を「評価する」は19.5%（273社）に止まりましたが、「評価しない」も25.9%（362社）となり、一方「どちらとも言えない」は54.4%（760社）となりました。

したがって今の段階では、中小企業の半数以上は、この施策を新しい中小企業支援策として受止めていないと思われます。（図4参照）

図4 金融円滑化法を評価するか



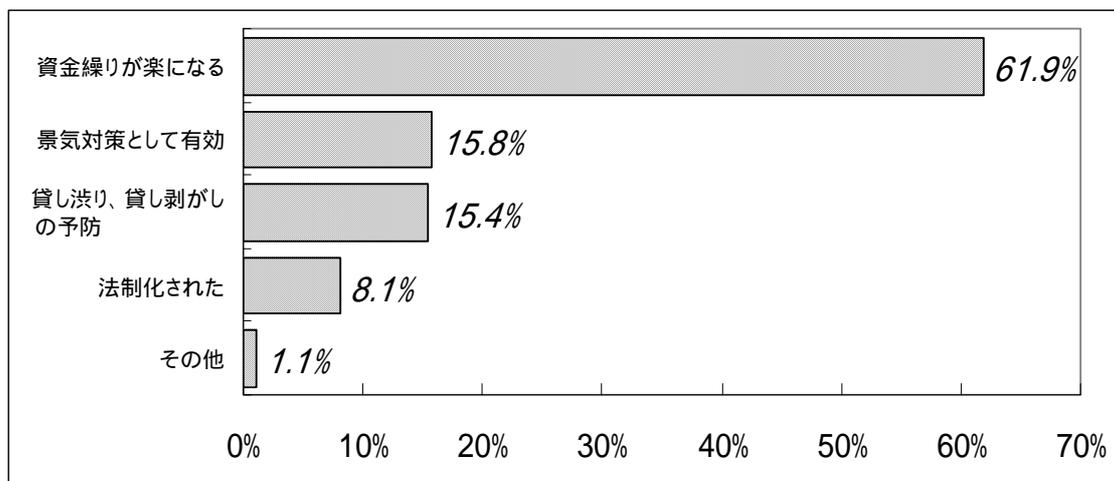
## 8. 金融円滑化法を評価する理由は？

有効回答企業数：273件      回答方法：複数回答

7.で「評価する」と回答した19.5%（273社）の中小企業が「金融円滑化法を評価する理由」は、「資金繰りが楽になる」が61.9%となり、大半の中小企業が資金繰りの悪化を防ぐ点で、有効と評価しています。

一方、「景気対策」は15.8%、「貸し渋り、貸し剥がしの予防」は15.4%、「法制化された」は8.1%となり、資金繰りの悪化を防ぐ以外では、あまり期待していないと思われます。（図4-1参照）

図4-1 金融円滑化法を評価する理由



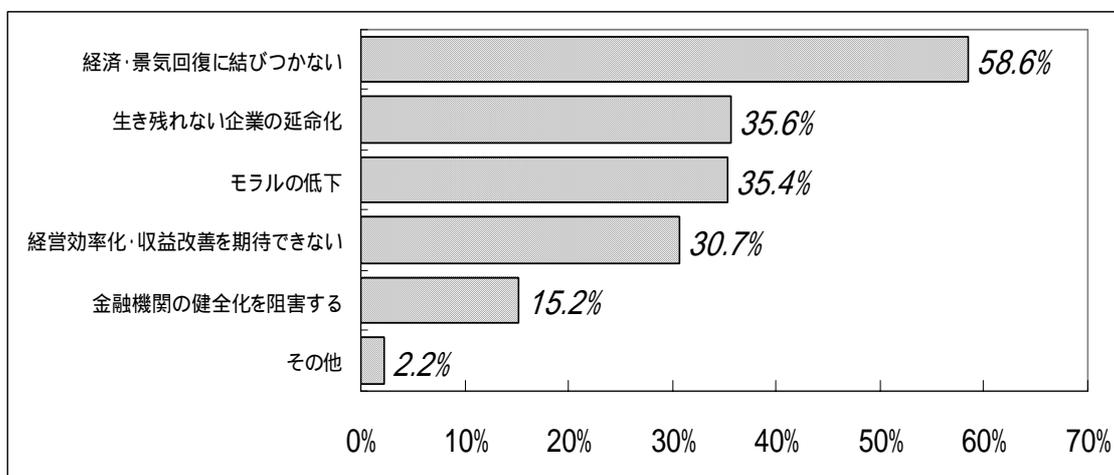
## 9. 金融円滑化法を評価しない理由は？

有効回答企業数：362社 回答方法：複数回答

7.で「評価しない」と回答した25.9%（362社）の中小企業が、「金融円滑化法を評価しない理由」は、「経済・景気回復に結びつかない」が58.6%、「生き残れない企業の延命に繋がる」が35.6%、「この制度が不必要な企業の利用が増加しモラルの低下につながる」が35.4%、「企業の経営効率化や収益改善を期待できない」が30.7%となりました。

中小企業は、返済猶予や返済期間の延長などが法制化されたことを、新たな中小企業支援策として必ずしも有効とは受止めず、景気回復にも結びつかないと考えている企業も少なくありません。（図4-2参照）

図4-2 金融円滑化法を評価しない理由



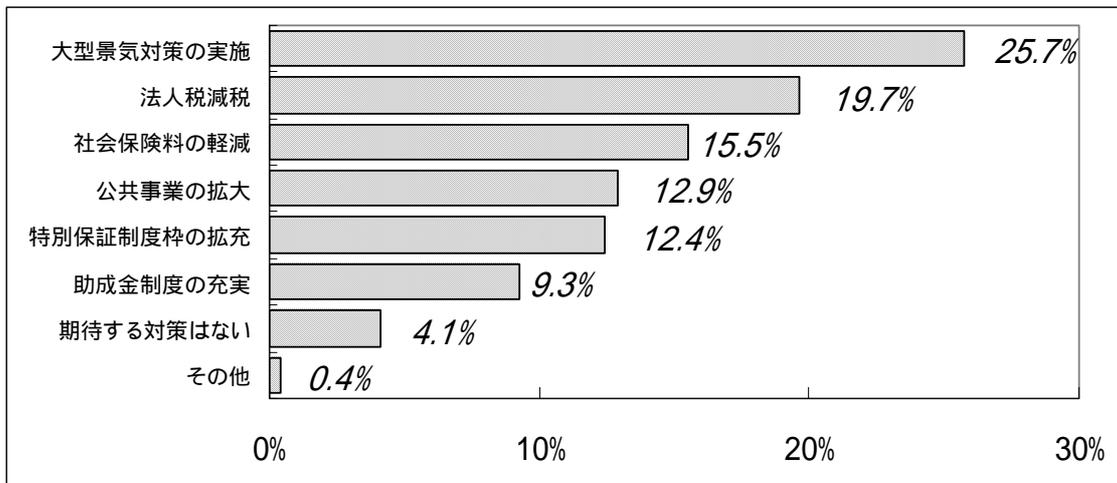
## 10. 金融円滑化法以外で中小企業に有効な対策は何か？

有効回答企業数：1,448社 回答方法：複数回答

中小企業にとって有効な景気対策は、「政府予算に基づく大型景気対策」が25.7%、「法人税減税」が19.7%、「社会保険料の軽減」が15.5%、「公共事業の拡大」が12.9%、「特別保証制度枠の拡充」が12.4%とつづきました。

中小企業は大型景気対策の実施を最も切望していますが、大型景気対策だけでなく、法人税減税はじめ、様々なバランスある対策の実施を望んでいると思われます。(図5参照)

図5 金融円滑化法以外の、望まれる景気対策



## 調査を終えて

特別調査「中小企業の中小企業金融円滑化法に対する意識調査」の調査結果から、以下の事がわかりました。

### ． 自力で持ちこたえる中小企業

この制度を「利用する」、「利用する予定」の中小企業は 15.8%（231社）に止まり、利用に消極的な企業は 83.9%（1,217社）に上りました。

この制度の利用に積極的な 15.8%の中小企業は、資金繰りの改善に有効と考えています。

一方、この制度の利用に消極的な 83.9%の中小企業の中には、「まだ資金繰りに余裕がある企業」と、「資金繰りは苦しいが、この制度の利用までには至らない企業」が共存する一方、この制度の利用により、今後の金融機関取引をはじめ様々な悪影響を懸念する企業もあります。

このことから、この制度は法制化されたが、中小企業はこの制度を安易に利用する考えはなく、自力で持ちこたえようという企業が多いと思われま

### ． この制度の利用に前向きな企業の事業回復時期は、2年まで6割、3年以上4割と分かれる

また、この制度の利用に積極的な中小企業（15.8%）のうち、延長期間に関しては、2年までの返済猶予・返済期限の延長を望む企業（58.3%）と3年以上を望む企業（41.4%）に分かれました。

したがって、この制度の利用に前向きな企業のうち、6割の企業は2年以内を業況回復時期の目途とし、4割の企業は3年以上の期間が経過しないと業況は回復しないと予想していると思われま

### ． 期待されるコンサルティング機能

次に、金融円滑化法に謳われる、金融機関のコンサルティング機能の発揮について、「期待する」は 23.5%に止まりました。

しかし反対に、「期待しない」も 29.3%に止まり、「どちらでもない」が 47.1%となりました。

この事から中小企業は、金融機関のコンサルティング機能に期待しないのではなく、「期待したいが具体的にどのような部分で期待すればよいのかわから

ない」、状況にあると思われます。

各金融機関が相談・コンサルティング業務に力を注ぐ昨今、今後この期待が高まる事が予想されます。

## ．戸惑う中小企業

金融円滑化法について、中小企業が「評価する」は19.5%に、また反対に「評価しない」も25.9%となりました。

一方「どちらとも言えない」は54.4%となり、今の段階では中小企業の半数以上は、この施策を新しい中小企業支援策として受止めていないと思われます。

## ．バランス感覚が望まれる中小企業対策

では中小企業は、この金融円滑化法以外でどのような対策を望むのでしょうか？

「政府予算に基づく大型景気対策」が25.7%と一番望まれています。また、「法人税減税」19.7%、「社会保険料の軽減」15.5%、「公共事業の拡大」12.9%と続きます。

このことから、中小企業は大型景気対策に重点を置くものの、様々な対策をバランスよく実施されることを、望んでいると思われます。

以上、この調査から、中小企業はこの金融円滑化の利用には消極的である企業が多く、また、今の段階で、この制度が中小企業支援策として有効であると感じているかどうか不明であります。

その原因は、従来から返済猶予や返済期限の延長などに積極的に取り組んできた金融機関と取引してきた中小企業にとっては、なんら新しい支援策と感じていない背景があると思われます。

地元に根ざした地域金融機関は、この制度が法制化される以前から、常日頃ホームドクターとして取引先企業の健康診断はじめ、様々な処方箋を実施してきました。

そのために、この制度は中小企業にとって新しい政策としてはインパクトに欠ける結果となり、大きくは期待していないと思われます。